

国立大学法人京都教育大学役員会規程

平成16年 4月 1日 制定
平成25年 7月29日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学組織運営規則第15条の規定に基づき、国立大学法人京都教育大学の役員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 役員会は、次に掲げる者をもって組織する。

一 学長

二 理事

(審議事項)

第3条 役員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標についての意見（国立大学法人京都教育大学が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項
- 二 国立大学法人法により、文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- 四 大学、学部、研究科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 その他役員会が定める重要な事項

(議長)

第4条 役員会は、学長が招集し、議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長の指名した理事がその職務を代行する。

(議事)

第5条 役員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。

2 役員会の議事は、出席した構成員の全員一致をもって決する。

(職員等の出席)

第6条 役員会は、必要と認めた者の出席を求め、議案に関し説明又は意見を聴取することができる。

(議事録の作成)

第7条 議長は、議事録を作成するものとする。

(事務)

第8条 役員会に関する事務は、総務・企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。